

市内観光バスを利用する旅行商品を作成・催行する際の費用を支援します ～本事業の相談や申請受付を行う事務局を開設～

千葉市では、市内バス事業者を活用した取り組みを支援する「千葉市観光バス活用促進事業」を4月20日（水）から実施しています。

このたび、市内観光バスを利用した県内を周遊する募集型企画旅行を作成・催行する旅行業登録事業者に対して、事業に係る費用の一部を補助する制度（以下「周遊プラン活用型補助制度」という。）を創設し、7月1日（金）から受付を開始しますので、お知らせします。

また、本事業の申請に関するご相談、交付申請受付、制度に関するお問い合わせへの対応等を行う事務局を開設しますので、併せてお知らせします。

1 周遊プラン活用型補助制度の概要

市内観光バスの利用を促進するため、県内を周遊する募集型企画旅行を作成・催行する旅行業登録事業者に対して事業に係る費用の一部を補助します。

(1) 補助内容

市内観光バスを利用して催行する県内周遊プランの経費（税抜）の50%を補助します。旅行1催行当たりの上限額は500,000円とし、対象経費及び対象経費ごとの上限額は以下のとおりです。また、1法人当たりの補助金上限額は4,000,000円とします。

ア 市内観光バスの1台/1日の借上げ料（上限 75,000円）

イ 施設入場料・体験費（上限 参加者1人につき1,250円）

ウ 宿泊費（市内宿泊施設に限る）（上限 参加者1人につき6,500円）

エ 飲食費（上限 参加者1人につき500円。ただし、宿泊を伴う場合は参加者1人につき1,000円）

(2) 利用条件

ア バス

市内観光バス事業者が所有又は使用する観光バスを利用すること

イ 目的地

（ア）市外の場合：乗車場所又は降車場所が市内であること

（イ）市内を含む場合：乗車場所・降車場所の条件なし

ウ 周遊プラン

（ア）県内のみを周遊すること

（イ）宿泊を伴う場合は、市内宿泊施設を利用すること

(3) 補助対象

市内観光バスを利用し、令和4年7月1日（金）～令和5年3月5日（日）までに催行する募集型企画旅行（令和4年7月1日以降に新たに企画・作成を行ったものに限る。）

(4) 申請受付期間

令和4年7月1日(金)～令和5年1月5日(木)

また、交付申請の提出期限は、催行予定日に応じ、以下のとおりとします。

ア 催行予定日が令和4年7月～9月 : 催行予定日の2週間前まで

イ 催行予定日が令和4年10月～翌年3月5日 : 催行予定日の2か月前まで

(5) 催行予定数及び申請受付

催行予定数は、以下に示す催行予定期間ごとに40催行を上限とし、上限に達した時点で(4)の申請受付期間であっても受付を終了します。なお、催行予定期間内に催行予定数の上限に達しなかった場合は、次期の催行予定期間に繰り越すこととします。

ア 令和4年7月～9月

イ 令和4年10月～12月

ウ 令和5年1月～3月

2 事務局の開設

千葉県観光バス活用促進事業を実施するに当たり、事業の効率化を図るため、問い合わせ対応業務、交付申請受付・形式審査及び参加者の募集・広報業務等を行う事務局を開設します。

(1) 事務局名称

千葉県観光バス活用促進事業事務局

(2) 住所及び連絡先

千葉市中央区富士見2-15-11

IMI 千葉富士見ビル4階(株式会社JTB千葉支店内)

【電話】043-202-3802 【FAX】043-202-6008

【メール】chibacity-bus@jtb.com

(3) 開設期間

令和4年7月1日(金)～令和5年3月31日(金)

(4) 受付時間

8:30～17:30 ※土日祝日、年末年始を除きます。

(5) 業務内容

ア 補助制度や申請等に係る問い合わせへの対応

イ 交付申請受付・形式審査、実績報告受付及び補助金額審査業務

ウ 補助事業の広報業務

(6) 留意事項

補助金交付決定通知書及び補助金額確定通知書等の送付、補助金の振り込み、並びに事務局開設前に頂いている申請に関する手続き等については、これまで通り千葉市にて行います。

3 本制度に関する特設ホームページ

本制度及び申請方法への理解を促進するため、事務局開設に伴い、利用者向けに本制度の内容や申請方法等を紹介するための特設ホームページを開設します。

【URL】<https://chibacity-bus.com>



特設ホームページ

＜参考＞市内観光バスの定義

本事業においては、「市内に本店又は営業所を有するバス事業者が所有又は使用する、道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業用自動車(一般乗合旅客自動車運送事業用自動車の一般貸切旅客自動車運送事業への流用も可とする。ただし、道路運送法第15条に規定する事業計画の変更届出を行うこと。)」と定義します。